

国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 8 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正により、管理不全空家等に関する制度が創設されたことに伴い、国立市空家等対策審議会の所掌事項に管理不全空家等に関する事項を加えるため、条例の一部を改正するものである。

国立市空家等対策審議会条例の一部を改正する条例案

国立市空家等対策審議会条例（平成 31 年 3 月国立市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「特定空家等」の前に「管理不全空家等（法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等をいう。次号において同じ。）及び」を加え、同条第 2 号中「特定空家等」の前に「管理不全空家等及び」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。